

中小企業 いばらき

【クローズアップ】

- 平成29年度 国の予算編成の基本方針と
中小企業・小規模事業者関連予算の概要
- 中小企業組合の事業年度終了後の事務手続き

April

4

2017
No.702



写真 春のフードビジネスフェアいばらき2017

CONTENTS

クローズアップ①	2
クローズアップ②	6
ニュースフラッシュ	10
インフォメーション	12
経済・労働リサーチ	14
業況レポート	16
お知らせ	19
中央会だより	20

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)



平成29年度 国の予算編成の基本方針と 中小企業・小規模事業者関連予算の概要

政政府は、平成28年11月29日、平成29年度の予算編成の基本方針（基本的考え方、予算編成についての考え方）を閣議決定し、各省庁ではこれに基づき予算案を策定。本号では、予算編成の基本方針と、平成29年度中小企業・小規模事業者関連予算の概要を紹介します。

なお、本誌5月号では、茨城県の商工労働観光施策の概要を紹介する予定です。

平成29年度国の予算編成の基本方針

（平成28年11月29日閣議決定）

1. 基本的考え方

- ①安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- ②これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。
- ③他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。
- ④政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度（2020年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- ⑤誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができ、一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の

矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- ⑥「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。
- ⑦我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。）に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

2. 予算編成についての考え方

- ①平成29年度予算編成に向けては、これまでも増し、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。
- ②一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。
- ③平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目

に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえ歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

④歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

平成29年度中小企業・小規模事業者関連予算の概要

【中小企業対策費】

	28年度予算額*1	29年度予算額*2	対前年度比
政府全体	1,825億円	1,810億円	-15億円
うち経産省分	1,111億円	1,116億円	+5億円

*1 このほか、平成28年度補正予算を計上。

*2 政府全体の中小企業対策費は、経済産業書のほか、財務省及び厚生労働省が計上。

(参考) 過去の経産省計上分の中小企業対策費の推移

★過去7年で最大★

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1,055億円	1,060億円	1,071億円	1,111億円	1,111億円	1,111億円

【財政投融资計画（貸付規模）】

	27年度実績	28年度当初予算	29年度計画
日本政策金融公庫 (中小企業事業部分)	1兆6,625億円	2兆1,265億円	1兆9,100億円
日本政策金融公庫 (国民生活事業部分)	1兆0,157億円	1兆5,100億円	2兆3,730億円
(うちマル経融資)	2,496億円	2,600億円	2,800億円

*3 国民生活事業部分は普通貸付ベース。

(以下)
○：29年度当初予算案事業
28年度予算事業（破線囲い）
◆：29年度財政投融资計画案関連
() 内は28年度当初予算額

1. 経営力強化・生産性向上に向けた取組

○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

130.0億円 (139.7億円)

※以下29年度予算額 () 内は28年度予算額

中小企業のイノベーション創出を図るため、中小企業・小規模事業者が産学官とともに連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援する。

○小規模事業者対策推進事業

49.4億円 (51.6億円)

商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援する。また、商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」に基づいて実施する伴走型の小規模事業者支援を推進する。

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

42.5億円 (40.0億円)

商工会・商工会議所等の経営指導員が経営指導を行うことを条件に、日本政策金融公庫が小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を実施する。また、「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導を受ける小規模事業者に対し、同公庫が低利融資を実施する。

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

23.9億円 (14.3億円)

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対し、事業計画の策定から海外展示会への出展等を通じた販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応までを一貫して戦略的に支援する。また、EPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度及び海外認証に関する情報提供等を実施する。

○ふるさと名物応援事業

13.5億円 (10.0億円)

各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化などを支援する。具体的には、①中小企業・小規模事業者が地域資源の活用や農林漁業者との連携によって行う商品・サービス開発・販路開拓、②海外展示会出展等を通じたブランド確立や海外販路開拓等を支援する。

○地域・まちなか商業活性化支援事業

17.8億円 (20.3億円)

商店街における公共的機能や買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の取組や、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発を支援する。加えて、コンパクトシティ化に取り組みまち（中心市街地）における地域への波及効果の高い複合商業施設の整備を支援する。

○中小企業連携組織対策支援事業

6.8億円（6.8億円）

全国中小企業団体中央会に対し、組合に運営指導を行うための経費を補助する。これにより、組合の事業環境改善や展示会出展等につなげていく。

（参考）平成28年度補正予算における関連事業

○革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業 763.4億円

中小企業・小規模事業者が、第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを活用する革新的なものづくり・商業・サービスの開発等を支援。

○経営力向上・IT基盤整備支援事業

13.0億円

中小企業・小規模事業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する先進的事例の調査を行うとともに、中小企業・小規模事業者等に対して、ITを活用して付加価値向上、業務効率化などの経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会を開催。

○サービス等生産性向上IT導入支援事業

100.0億円

中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITの導入を支援。

○小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業

50.0億円

地域振興等機関が実施するアンテナショップの設置や、展示会・商談会の開催などを通じた販路開拓を支援。

○小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金） 120.0億円

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援。なお、賃上げ・雇用対策に取り組む事業者による取組は重点的に支援。

○商店街・まちなか集客力向上支援事業

15.0億円

商店街・中心市街地が、外国人観光客による需要を取り込むために行う環境や施設の整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街での高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入等に対して支援。

2. 活力ある担い手の拡大

○創業・事業承継支援事業

11.0億円（新規）

産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者や創業支援事業者を支援するとともに、イベントの開催等により創業機運の醸成を図る。また、事業承継二一ズの掘り起こし・早期準備の促進を図るとともに、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機とした経営革新や事業転換を支援する。

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

61.1億円（58.4億円）

中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対する窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定を支援する。また、事業引継ぎ支援センターにおいて、後継者問題を抱える中小企業者の事業引継ぎを図るための相談対応や後継者マッチング等を実施する。

○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

54.8億円（54.7億円）

各都道府県に設置されているワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」を活用し、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対する総合的な相談対応を行う。また高度・専門的な課題に対応する専門家の派遣や、支援ポータルサイトによる支援施策の情報提供等を実施する。

○中小企業・小規模事業者人材対策事業

16.7億円（18.1億円）

中小企業・小規模事業者が、必要とする人材を地域内外から発掘・マッチング・定着することに対して支援する。また、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成する。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金

185.8億円（うち復興庁計上6.5億円）

（192.5億円（うち復興庁計上8.3億円））

中小企業基盤整備機構において、中小企業・小規模事業者の「創業・新事業展開の促進」、「経営基盤の強化」、「経営環境の変化への円滑な対応」のための施策を行うとともに、東日本大震災により被災した中小企業・小規模事業者に対する復興支援に取り組む。

3. 安定した事業環境の整備

○中小企業取引対策事業

13.9億円（9.9億円）

下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規

模事業者の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図る。

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

28.5億円（32.1億円）

中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、時限的に転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る。

○消費税軽減税率対応窓口相談等事業

19.4億円（新規）

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や、専門家派遣を通じたきめ細かいサポートを行う。

○日本政策金融公庫補給金

161.3億円（157.9億円）

日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、新たな事業の展開など、政策上の後押しが必要な分野における中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る。

○危機対応円滑化業務支援事業

9.5億円（9.9億円）

災害、金融不安等、国が認定した「危機」に際して、日本政策金融公庫の信用供与（損失補填等）を受けた指定金融機関（商工中金等）が中小企業・小規模事業者に必要な資金を供給することで、資金繰りの円滑化を図る。

○中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

55.0億円（76.0億円）

※うち信用保証協会による経営支援対策費補助事業

13.0億円（12.0億円）

経営状況が悪化している中小企業者の借入に対して信用保証協会を通じて保証を行うとともに、債務不履行時の協会の損失の一部を補填することで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図る。また、経営改善・生産性向上に取り組む中小企業者等に対し、協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施する。

◆商工中金による長期のリスク資金の供給

240.0億円（230.0億円）

グローバルニッチトップを目指す中小・中堅企業、地域の中核となる中小・中堅企業、地域資源を活用する企業連携体・組合に対し、長期資金（一括返済・成功利払い）を供給し、海外展開、新事業展開、経営改善・再編等を支援する。

◆日本政策金融公庫による資本性劣後ローン

400.0億円（400.0億円）

新事業への取組や企業再生等の局面にある中小企業・小規模事業者に対し、金融検査上、自己資本とみなされる資本性資金（一括返済・成功利払い）を供給し、財務状況を報告することで、民間金融機関からの借入を支援する。

（参考）平成28年度補正予算における関連事業

○中小企業・小規模事業者向けの資金繰り支援

642.0億円（うち財務省計上分326.0億円）

- ①政策金融：日本政策金融公庫・商工組合中央金庫によるセーフティネット貸付等を実施するとともに、経営力の向上に取り組む中小企業者等を支援する、日本政策金融公庫による低利融資制度を創設する。
- ②信用保証：中小企業者等が行う既に存在する保証付き融資の借り換えや新規資金の追加による前向きな投資を支援する。

4. 災害からの復旧・復興

○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）【復興】東日本大震災被災地向け

210.0億円（290.0億円）

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助する。

○東日本大震災復興特別貸付等【復興】

68.0億円（77.0億円）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、政府金融機関が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を行うために、必要な財政支援を行うことで、被災事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図る。

○中小企業再生支援事業【復興】

13.9億円（25.6億円）

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題を含む再生支援に対応するため、被災事業者からの相談に応じるとともに、必要に応じて再生に向けた事業計画の策定支援・債権買取支援等を行う。



中小企業組合の事業年度終了後の 事務手続き（スケジュール）

県内の多くの中小企業組合は、3月31日を事業年度末と定めています。決算手続き、監査、理事会・通常総会の開催、また、通常総会終了後の諸手続きを中小企業等協同組合法など各根拠法令に則り進めていかなければなりません。

本号では、事業年度終了後の事務手続き及びスケジュールを紹介します。手続き等に遺漏のないよう執行してください。なお、ご不明な点、ご相談等がありましたら、お気軽に本会担当者までご連絡ください。

（以下）【 】内 「法」⇒中小企業等協同組合法の略、「規則」⇒中小企業等協同組合法施行規則の略

『決算関係書類』『事業報告書』の作成

○組合は、『決算関係書類』（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（または損失処理案））・『事業報告書』を主務省令で定めるところにより作成しなければならない【法40条②】。

監事への『決算関係書類』『事業報告書』の提出

○組合は、『決算関係書類』『事業報告書』《※4》を監事に提出し監査を受けなければならない【法40条⑤】。

《※1》監事に業務監査権限を付与していない組合は、事業報告書の提出は不要。

監事の監査、『監査報告』の作成・通知

○監事は、受領した『決算関係書類』『事業報告書』について監査方法・内容等を記した監査報告を作成し（法36条の3②）《※2》、理事に対し、『決算関係書類』『事業報告書』の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは、理事との合意により定めた日のいずれか遅い日《※3》までに監査報告の内容を通知しなければならない【規則117条①】。

《※2》監事の監査期限を会計に関するものに限定した組合の監事は、『事業報告書』の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない【規則116条②】。

《※3》監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を定めることは不可（但し、監事が4週間以内に通知することは可能。）。

理事会招集通知の発出

○理事長は、理事会の会日の1週間前《※4》までに各理事《※5》に対し、理事会招集通知を発出しなければならない【法36条の6⑥】《※6》。

《※4》これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間【法36条の6⑥において準用する会社法368条①】。

《※5》監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない【法36条の6⑥において準用する会社法368条①】。

《※6》理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続の省略可【法36条の6⑥において準用する会社法368条②】。

理事会の開催

○理事会において、通常総会の開催及び議案の議決をする【法49条②】とともに、監事の監査を受けた『決算関係書類』『事業報告書』の承認を行う【法40条⑥】。

『決算関係書類』『事業報告書』の備置き及び閲覧

○組合は、通常総会の会日の2週間前までに『決算関係書類』『事業報告書』を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する【法40条⑩～⑫】《※7》《※8》。

《※7》『決算関係書類』『事業報告書』は、監事の監査並びに理事会及び通常総会の承認を受け、その日の2週間前から5年間主たる事務所（従たる事務所にあっては写しを3年間）に備え置かなければならない【法40条⑩⑪】。

《※8》組合は、『決算関係書類』を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない【法40条④】。

総会招集通知の発出『決算関係書類』『事業報告書』『監査報告』の提供

○理事長は、通常総会の会日の10日前《※9》までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する【法49条

の①】《※10》。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた『決算関係書類』『事業報告書』及び『監査報告』を添付し、組合員に提供しなければならない【法49条⑦】。

《※9》これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間【法49条①】。

《※10》組合員の全員の同意があれば招集手続の省略可【法49条③】（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）。

通常総会の開催

○組合は、通常総会において法定議決事項及び任意議決事項の議決を行わなければならない【法51条①】。

○通常総会での主な議決事項は、以下参照。

①事業報告及び決算関係書類承認の件、②事業計画及び収支予算決定の件、③経費の賦課及び徴収方法決定の件、④手数料及び使用料決定の件、⑤役員報酬額決定の件、⑥借入金残高の最高限度額決定の件、⑦任期満了に伴う役員選出の件（役員改選期のみ）、⑧定款変更の件（定款を変更する場合のみ）

総会議事録の作成

○総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない【法53条の4①】

《※11》《※12》。

《※11》総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。①総会が開催された日時及び場所、②総会の議事の経過の要領及びその結果、③総会において意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要、④総会に出席した役員等の氏名または名称、⑤総会の議長の氏名、⑥議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名【規則139条③】。

《※12》総会議事録は、総会の会日から10年間主たる事務所（従たる事務所にあつては写しを5年間）に備え置かなければならない【法53条の4②③】。

税務申告・納税

○原則として事業年度が終了した日から2ヶ月以内に、通常総会の承認を受けた決算に基づいて法人税等の確定申告を行い、それぞれ納付する。なお、申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月内に申告することも可。

決算関係書類、役員変更届出書の提出、定款変更認可申請

○毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に『事業報告書』『財産目録』『貸借対照表』『損益計算書』及び『剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面』を行政庁に提出しなければならない【法105条の2①】《※13》。

○役員の名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に行政庁にその旨を届け出なければならない【法35条の2】《※14》

○組合は、定款の変更を行うときは、総会で議決しなければならない【法51条②】《※15》。通常総会で定款の変更の議決を行ったときは、所管行政庁に定款変更認可申請を行わなければならない。

《※13》提出にあたっては、決算関係書類提出書に代表者印を押印のうえ、上記関係書類（総会資料一式でも可）及びこれら書類を議決した総会議事録又は総代会議事録（謄本可）を添えて所管行政庁に提出しなければならない【規則139条③】

《※14》提出にあたっては、役員変更届出書に代表者印を押印のうえ、変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及びその理由を添えて所管行政庁に提出しなければならない。この届出が役員の選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙又は選任した総会又は総代会又は選任した理事会の議事録（謄本可）を提出しなければならない【規則61条①②】。

《※15》通常総会で定款の変更の議決を行ったときは、定款変更認可申請書2通に代表者印を押印のうえ、①変更理由書、②変更しようとする箇所を記載した書面、③定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録（謄本可）を提出しなければならない。定款の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、定款変更後の事業計画又は収支予算を提出しなければならない【規則136条①②】。

※変更登記申請

○年度末において「出資の総口数及び払込済み出資総額」の変更が生じたとき（事業年度終了後4週間以内）、通常総会において役員を選出を行い、そして理事会において代表理事を選出したとき（就任の日から2週間以内（再選された場合も））、その他登記事項（名称、地区、主たる事務所、公告方法、事業、出資1口の金額、出資払込方法）に関する定款変更を行ったとき（定款変更認可日から2週間以内）は、所轄法務局（主たる事務所が茨城県内の場合は「水戸地方法務局」）に変更登記申請を行う。